



令和 8 年 8 月 20 日
内閣府政策統括官（防災担当）

令和 8 年 7 月 17 日から 18 日にかけての大雨に伴う災害に係る 災害救助法の適用について

標記について、以下のとおり災害救助法が適用されましたのでお知らせします。

○災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 1 号適用

令和 8 年 7 月 17 日から 18 日にかけての大雨に伴う災害により、住家に多数の被害が生じたことから、栃木県は 1 市に災害救助法の適用を決定した。

法適用市町村		公示日時点の被害状況	法適用日 (公示日)
栃木県 (1 市)	足利市 (あしかがし)	全壊 1、半壊 176、床上浸水 35	7 月 17 日 (8 月 20 日)

【参考】災害救助法の概要 https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/pdf/saigaikyujo_gaiyou.pdf

本件問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（被災者生活再建担当）付

藤田、光井、増田、阿部、中村、石川、打矢、渡部

TEL 03-3503-9394（直通）